

輪島市監査公表第 19 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 27 年 10 月 15 日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成27年10月7日（水） 選挙管理委員会事務局

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度監査資料（平成27年4月から8月まで）及び平成26年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○来年夏の参院選から施行される選挙権年齢の18歳以上引き下げに係る事前の市民に対する啓発周知活動で、若い世代から政治や選挙に関心を持ってもらい身近なものと感じてもらうために、高校での模擬選挙、市内小中学校に選挙用具の貸し出しなど意欲的に取り組んでいる。選挙事務従事者（立会人）の確保についても、対象者を18歳以上の高校生も含め学校と協議をしながら公募も検討している。投票の開所時間についても、今後、県とも協議しながら、市民のニーズに沿った対処をお願いしたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。